# 建設発生土の搬出先の明確化等について

資源有効利用促進法省令改正(令和5年5月26日施行)

#### 改正のきっかけ

R3.7.3に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受けて、 危険な盛土造成等を規制するため「**盛土規制法**」を創設 →**建設発生土**は不法・危険盛土等が行われる要因の1つ







者1名、軽傷者1名、県道通行止 国交省HPより引用

→**建設発生土**の搬出先の明確化等を図り、適正利用を徹底、不法・危険盛土等の抑制につな げるため、関連法の「資源有効利用促進法」の計画制度を強化→省令改正

★**資源有効利用促進法は・・・**使用済物品や副産物(建設発生土も対象)の発生抑制及び再生資源等の 利用促進に関して所要の措置を講じるもの

## 資源有効利用促進法 省令改正の概要

第 1 弾 再生資源省令及び指定副産物省令の一部改正(R4.9/2公布、R5.1/1施行)

再生資源利用(促進)計画書[COBRIS]の作成・保存について

- O対象工事土量の拡大 (土砂1,000m3→500m3に) ※I
- 〇発注者への報告と現場掲示を義務化
- ○計画書及び実施書の保存期間を延長(1年→5年に)

※ I 茨城県リサイクルガイドラインでは500m3未満でも登録を(努力)義務としている

#### 第2彈

- A. 指定副産物省令の一部改正 (R5.3/3公布、R5.5/26施行、③はR6.6/1施行)
- 建設発生土の搬出にあたり…
- ①適正な搬出先であることの確認【確認結果票の作成・現場掲示】 土壌汚染対策法や盛土規制法(※2)等の手続きの確認が義務化
- ②受領書による確認(搬出受入先への交付請求=元請業者等)
- ③最終搬出先までの追跡確認義務(元請業者等)
- B. 再生資源省令の一部改正 (R5.3/3公布、R5.5/26施行)

建設発生土の搬入(利用)にあたり…

- 〇受領書による確認 (搬出元への交付=発生土受領者)
- C. ストックヤード運営事業者登録規程の創設 (R5.3/3公布、R5.5/26施行、追跡確認はR6.6/1施行)

※2 R5.6月現在、茨城県内の盛土規制法に係る規制区域は無い(R6年度中指定見込み)

# 資源有効利用促進法省令改正に伴いやること

### 発注者 = 監督員

(県検査指導課) R5.5.18付け事務連絡に様式添付

#### ■工事前

①発生土搬出先(受入地)の情報収集(関係法令等の確認)

→受入地を指定(特記仕様書に記載)

②元請業者に対し「確認結果票」作成のために必要な情報を提供する

…土砂の搬出(搬出元工事)に係わる関係法令(土壌汚染対策法等)の手続き状況 搬出先(受入地)の関係法令(盛土規制法、土砂条例等)の手続き状況

#### ■工事中

確認結果票と再生資源利用(促進)計画書[COBRIS]の現場掲示確認!

### 受注者【元請】 = 工事責任者(主任技術者等)

#### ■工事前

発注者から提供された情報をもとに、確認結果票※と再生資源利用 (促進)計画書[COBRIS]を作成し、現場へ掲示する

※発生土の搬出がある場合

#### ■工事中

- ①自分の現場から発生土を搬出する場合
  - ・確認結果票を運搬者へ通知する
  - ・運搬者が搬出先(受入地)へ発生土を搬入したことを確認する
  - ・発生土の搬出受入先へ受領書の交付を求める
- ②自分の現場へ発生土を搬入する場合
  - ・運搬者の確認結果票を確認する
  - ・受領書を作成し、搬入元へ交付する

利用種別を明記! (盛土利用or一時堆積)

#### ■竣工後

[COBRIS]再生資源利用 (促進)計画書・実施書 確認結果票、受領書 (写し)

5年間保存

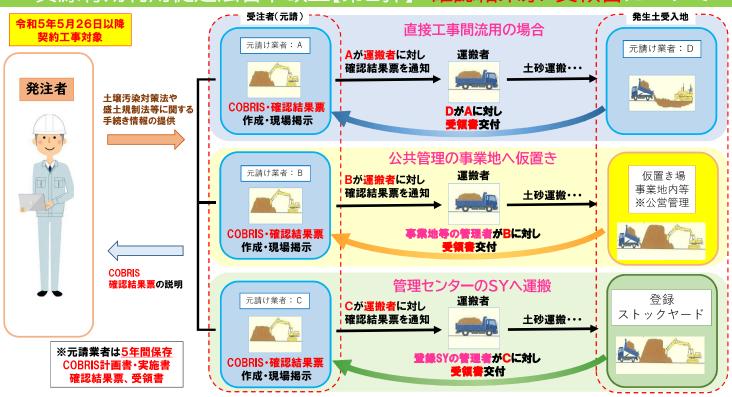
#### ※【参考】国土交通省リンク



 $https://www.mlit.go.jp/tochi\_fudousan\_kensetsugyo/const/tochi\_fudousan\_kensetsugyo\_const\_fr1\_000001\_00041.html.$ 

茨城県土木部検査指導課(建設リサイクルG) 令和5年7月作成

# 資源有効利用促進法省令改正



#### 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

元請建設工事事業者等		(#)000000000							
作成·更新年月日		2023/5/30	工事責任者	00 00					
土砂の輸出に係わる土壌汚染対策法等の手練確認納星									
工区等	结果 区分								
工事区域	2	手統確認済(撤出可能)							

▲▲工区	Θ	手続確認済(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)

ło	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●●●道路改良工事	規制未指定	[公共施設用地等]分類:道路 管理機関名:国土交通省●●河川国道事務所
2		規制未指定	[他法令許可等]採石法第33条の採取計画記 登録番号●●県第000000号 国交省登録ストックヤード第000000-000000
3	●●●●●●道路改良工事	公共施設用地等	分類:道路 管理機関名:国土交通省●●河川国道事務所
4	●●県●●●仮置場	公共施設用地等	分類:河川 管理機関名:●●県●●●●事務所
5	●●●●土砂処分場	盛土許可等	盛土規制法第12条許可 許可番号 ●●県第000000号
6	●●●ストックヤード	盛土許可等	盛土規制法第21条届出 令和●年●月●日届出(●●県) 国交省登録ストックヤード第000000-00000
7	●●●◆土質改良プラント	盛土許可等	●●県●●●●●●●●に関する条例許可 許可番号0000000 国交省登録ストックヤード第0000000-000000
8	●●●●採石場跡地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可 登録番号●●環第0000000号
9	●●●●●●●ビル新築工事	許可不要工事等	分類: 工事付随堆積 元請業者: ●●●●建設(株)
10		別途理由	盛土規制法(宅造区域):許可対象規模未満 土砂条例:許可等対象規模未満 土地所有者:同意確認済
11		別途理由	盛土規制法(特盛区域):届出対象規模未満 土砂条例:該当なし 土地所有者:同意確認済
12		規制区域外	盛土規制法: 宅造区域及び特盛区域外 土砂条例: 該当なし 土地所有者: 同意確認済
		_	

※令和5年6月時点で、盛土規制法に伴う、茨城県内の規制区域は無し。 【令和6年度中に区域指定される見込み】

記載例【工事※工事】

令和5年○月○日

(搬出元)

○○○○○○建設工事 責任者 監理技術者 ○○○○殿

(受領先)

○○○○○○建設工事 責任者 主任技術者 ○○○○

#### 土砂受領書

① 受領先の名称及び所在地: ○○○○建設工事 ○○県○○市○○町○○番地内

② 受領した管理者の商号 : ○○○建設(株)

③ 搬出元の名称及び所在地: ○○○○○建設工事 ○○県○○市○○町○○番地内

: 盛土利用 第2種建設発生土○○○m3 一時堆積 第3種建設発生土○○m3 ④ 土砂の搬出量

⑤ 搬入が完了した日 :令和5年〇月〇日

- (ほど) 1. 直接工事間流用の場合、受領先の元請業者が作成し交付する。(記載例のとおり) 2. 国又は地方公共団体が管理する場所へ一時堆積する場合、受領先の国又は地方公共団体
- の管理担当者が作成し交付する。 3. (一財) 茨城県建設技術管理センターが運営するストックヤードへ搬出する場合、受領先
- 3. (一利) 水吸水性の収収が日本にファール地島するハトツノアード・除山りつ参切、米田ワのストックヤード (一州) 茨城県建設技術管理センター) が作成し交付する。4. 上記2や3の一時堆積から土砂を再び輸出する場合には、当初受額先が輸出元となった。 新たな受領書を作成し交付する。

## ストックヤードの登録制度について【登録ストックヤード】

